

1.ガイドラインのに「出資」を記載する経緯

『2023年新資本実行計画』において、民間も公的役割を担う社会を実現するための一施策として、富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人による出資や助成を促進するとされた。

有識者会議の最終報告では、公益法人が柔軟・迅速に公益的活動を展開していくことができるよう制度全体を見直すとともに、公益法人による出資は、法令上禁止されてはいないが、事例が少ないことを踏まえ、ガイドラインにおいて資産運用における株式保有等について認定法の制約を明確化するとともに、出資に関して社会的課題解決に資する資金供給の一環として公益性を認定する際の考え方・基準を明確化することとされている。

2.ガイドライン（案）

出資事業は、助成事業と同様、資金提供等により他の公益的な活動を支援するものである一方、経済的利益が出る可能性もある、支援先の持分を持つ等の差異があることを踏まえ、以下の点を規定する。

【出資事業の趣旨・目的等】

- ・事業の趣旨・目的が公益目的であり、経済的利益の獲得を主たる目的としないこと。
- ・出資対象・期間等について、営利企業が行う出資と区別される特徴があること。
- ・出資継続期間において公益目的事業としての特徴が維持されていること。

【受益の機会】

HPで随時募集するなど出資を受ける機会が原則として一般に開かれていること。

【事業の合目的性確保】選考基準が明確であること。利害関係者が選考に関与しないこと。当該出資が事業目的（社会的課題の解決等）に資すること。

【透明性】

出資先・理由・金額、出資先の活動状況、出資による成果等を公表していること。

等

また、公益法人による資産運用としての株式保有等についても、資産運用に当たり役員の適切な関与が必要であること（経理的基礎）、ポートフォリオ運用として行う証券投資等は投機的取引に該当しないこと（投機的な取引の禁止）のほか、経営判断においてリスクとリターンを踏まえ決定すること等を規定する。

3.御議論いただきたい事項

公益目的事業該当性を担保するために、他の事業にはない出資固有の観点はあるか。あるとすればどのように確認すべきか。資産運用について、その他、行政庁として提示すべき内容はあるか。